

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月16日 06時30分ごろ
発生場所	兵庫県赤穂市赤穂港南方沖 鵜石鼻灯台から真方位094° 1.9海里付近 (概位 北緯34° 42.1′ 東経134° 22.8′)
事故の概要	漁船金神丸は、南西進中、錨泊中のセメント運搬船第三十すみせ丸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A セメント運搬船 第三十すみせ丸、358トン 134636、辰和海運株式会社 B 漁船 金神丸、4.9トン HG3-42999（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船首部外板に割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時37分ごろ、常用薄明開始時刻：06時10分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、空船の状態に船橋を無人とし、法定灯火及び作業灯を表示するとともに黒色の球形形象物を掲げて錨泊中、B船が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示して自動操舵により南西進中、船長Bが、周囲を確認したところ、前路に他船を認めなかったため、前部甲板で干物を作り始め、約10分後、A船に衝突した。
分析	A船は、法定灯火及び作業灯を表示するとともに黒色の球形形象物を掲げて錨泊していたところ、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、南西進中、船長Bが前部甲板で干物を作っていて見張りを行わずに航行を続けたことから、前路で錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、B船が、南西進中、船長Bが前部甲板で干物を作っていて見張りを行わずに航行を続けたため、前路で錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。

再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。
--------------	--